家庭問題情報誌
ふぁみりお
2023.1.25
第88号
編集・発行
公益社団法人　家庭問題情報センター
ＰＨＯＮＥ／03-3971-3741
えふぴっく
FPIC
Family Problems Information Center

《目　次》

令和家族考88《離婚後の家族に対する当事者支援のこれから ―近時の子ども関連立法の動きを踏まえて ―》1ー3頁
アラカルト88《コロナ禍における当事者支援 III ―相談事業―》4ー5頁
海外トピックス88《カナダ法における面会交流とDV》6ー7頁

◆令和家族考 88

離婚後の家族に対する当事者支援のこれから

― 近時の子ども関連立法の動きを踏まえて ―

弁護士（くれたけ法律事務所）　池田清貴

この講演録は、令和4年6月24日の当法人第12回定時総会に先立って開催された標題の記念講演の録音を基に、講師の池田清貴弁護士ご自身に編集をお願いしたものです。池田弁護士は当法人の会員でもあり、これまで東京相談室のADRや面会交流支援のケースをご担当いただいたこともあります。中央大学法科大学院客員講師のほか、日弁連子どもの権利委員会などに所属されており、令和3年3月からは法制審議会家族法制部会の委員をされています。ご講演では、今日の家事法制に関する議論の動向を踏まえて、FPICの会員に対してだけでなく、我が国の当事者支援の在り方について、極めて示唆に富む熱いメッセージが語られています。

この度はお招きいただきありがとうございます。本日は、離婚後の家族に対する当事者支援のあり方についてお話し致します。

1　子どもの人権とは

離婚する父母は、子どもの監護に関する事項を決める際には、「子の利益」を最も優先して考慮しなければなりません（民法766条1項）。その趣旨からしますと、離婚後の家庭を支援する場合にも、やはり「子の利益」を最も優先して考慮すべきといえます。そして、関与する大人の恣意性を排除した「子の利益」を確保するには、普遍的な価値を持つ「子どもの人権」を基盤として考えることが有益です。

では、「子どもの人権」とはどのようなものでしょうか。大人の人権とは異なる点があるのでしょうか。今日のお話はこの点から始めることとしましょう。

子どもも大人と同様に、生まれながらにして人権の共有主体です。ではなぜ、特に「子どもの人権」という概念が必要なのでしょうか。それは、子どもが置かれた状況には大人とは異なる2つの特殊性があることによるものと考えています。

人権というのは権力に対する抵抗の思想に由来しますが、子どもの場合も、国民である以上、国家や社会との権力関係にさらされています。それに加えて、子どもは大人一般との権力関係にもさらされているという特殊性があります。親や学校の先生から、〇〇しなさいと言われたら、やはり子どもはそれに従うことが期待されていますよね。そういう特殊性です。

また、子どもは発達途上にあることから、専ら守られる存在、あるいは導かれる存在として位置付けられやすいという問題があります。そうなると、子どもは「善

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

き大人」にその人生を奪われることになりかねません。こういう特殊性もあります。

このようなことから、大人とは異なる「子どもの人権」という概念が必要になってくると考えられるのです。子どもの権利条約でも、大人に保障される人権とは異なる子ども特有の人権の保障が謳われています。中でも意見表明権（12条）が重要です。

２　子どもの意見表明権

子どもの権利条約は、第12条が子どもの意見表明権のことを規定しています。子どもは未だ発達途上にあり、自分で決めることが難しいことがらがあります。しかし、子どもも自分なりの意見を持っていることはあるでしょう。そこで、その意見の表明を通じて、責任ある大人の決定に参加することを保障していきましょうというのが意見表明権の内容です。その意味で子ども特有の人権と言え、子どもの人権のうちでも最も重要なものの一つです。

ここで、意見表明権を保障することは、子どもの意見通りに決めなければならないということではありません。子どもには最善の利益が確保されなければなりません（3条）。では、子どもの表明された意見を尊重しつつ、最善の利益を確保するというのはどういうことなのでしょうか。

例えば、子どもが別居親との面会交流を拒否しているとします。他方、関与する大人としては、子どもは拒否しているけれども、面会したほうがいいんじゃないかと思っているとします。その場合、大人は、子どもに対し、面会するように説得していくというばかりではないですよね。子どもが拒否している理由は何だろうと考え、それに対して、何らかの手当てができないかを考えます。そして、面会交流を実施するとしても、子どもが嫌がっているポイントに何らかの手当てをして、当初の想定とはちょっと違う面会の仕方にするということはありますよね。つまり、子どもが意見表明をし、そのことを尊重することによって、最善の利益というのが新たに生み出されているわけです。逆に言えば、最善の利益というのは子どもの意見表明権を通してしか見えてこない、両者はそういう関係にあるといえます。皆さんも支援実務の中でお感じになっていることではないでしょうか。

３　近時の子ども関連立法の動き

近時、このような子どもの人権を基盤として、子どもの利益をより増進するための立法の動きが相次いでいます。

2022年6月、「こども基本法」が成立しました。この法律の基本理念を定めた第3条では、2号で、適切な養育、成長･発達、教育が保障されること、3号で「意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、4号で、子どもの意見が「尊重され、最善の利益が優先して考慮されること」と定められています。

児童福祉分野では、2016年に児童福祉法が改正され､子どもの権利主体性が明確に規定されました(1条)。2019年には児童虐待防止法が改正され、親による子への体罰が禁止されました(14条1項)。2022年には、児童福祉法で、子どもの権利救済の仕組みが採られるべきことや子どもの意見表明支援に関する改正もなされています。子どもに、いわゆる「子どもアドボケイト」が就くような仕組みができていくんですね。

また、現在、法制審議会家族法制部会では、離婚前後を問わず、親は①子の最善の利益を考慮する義務を負うこと、その際子どもの意見も考慮すること、②未成年の子に対し、他の親族に対する扶養義務よりも重い扶養義務を負うこと、といった規定を設けることが議論されています。

また、離婚後も父母双方が親権を持つ選択を可能としてはどうかという議論もなされており、これは社会でも特に注目を集めていますね。婚姻中の父母が共同して親権を行使するとされるのは、父母間の平等という理由だけでなく、父母の話合いのもと、熟慮により親権が行使される方が子どもの利益に適うと考えられたからではないでしょうか。そうだとすれば、その趣旨は離婚後にも妥当するはずであり、離婚後も双方が親権を持つことを選択できることは望ましいとも言えます。他方で、父母の葛藤が高い場合、父母間に実質的話合いは望めず、却って子どもの養育に支障が出ることも考えられます。また、DVや虐待をする親が、離婚後共同親権の制度を支配継続の道具として悪用するのではないかという懸念もあり、この制度に強く反対する立場もあります。

その他、協議離婚制度を見直してはどうかという議論もなされています。現状では、未成年の子がいる夫婦の協議離婚は、親権者を決めて届出さえすれば成立します。しかし、そこでしっかりと子どもの利益が考えられているのか、あるいはその父母間にDVなどがあって、本当に子どもの親権などについて真意に基づく合意があるのか分からないという問題が指摘されています。そこで、協議離婚に一定の要件を付加してはどうかという議論もしています。例えば、離婚後の子の養育に関する講座の受講義務を課す、養育費や面会交流などの子どもの監護について必要な事項を取り決めることを届出要件とする、第三者が真意を確認するプロセスを入れる、といった方策です。

４　離婚後の家族に対する支援のこれから

こうしたことを確認した上で、離婚後の家族に対する支援のこれからを考えてみましょう。

（1）FPICのガイドライン

まずは、現在、FPICがどんな実践をしているかを振り返りたいと思います。近時、「FPICの面会交流支援における子の意思の尊重について―支援者のためのガイドライン―」を作成されたと伺いました。私も拝見しましたが、FPICのこれまでの経験や知見が凝縮されている本当に良いガイドラインだと思いました。

たとえば、ガイドラインのⅡでは「面会交流においては、主人公は子どもであることを第一に考え、支援の全過程において、子の意思を尊重することを常に念頭に置き、行動や表情に現れる子どもの気持ちや意思を、敏感にとらえるように努める。」と書かれています。また、「概ね小学生以上、子どもによっては幼児期後期など、言葉によるコミュニケーションが可能な場合には、子どもが気持ちや意向を自然に表明できるように心がける」、それから、「表明された内容によっては」、「伝えた方がいいのか、伝えない方がいいのか」ということを子どもにちゃんと聞く、そして子どもの意向を尊重して慎重に判断をするとされています。本当にあるべき姿ですよね。

また、ガイドラインⅥ3（1）イでは「子どもを案内して移動をする短い時間に、子どもの様子をそれとなく観察し、また、子どもの言葉に耳を澄ませる。」とされ、たとえば、「『お母さんがこう言ってた。』などとポツリということ」もある、それを「子どもが否定的なことや不安を口にしても、それ自体を否定しないで、『そうなんだね。』と受け止め」ると、そして、私がここにいるから大丈夫だよと、そういうときこうしようねというふうに一緒に作戦を立てる、それから、子どもが逆に前向きな発言をしたときには、それも肯定して、お父さんにも言ってもいいかなというふうに確認を求めて、いいと言えば伝えるとよいとされています。子どもの主体性を重視した内容で大変結構だと思います。

こういうガイドラインを拝見しますと、FPICにおいては、正に子どもの意見表明権を保障する実践を継続されてきたと言えるのではないかと思います。

（2）FPICのこれからの支援

では、この先にあるべき支援とはどのようなものでしょうか。

まず「子どもの権利主体性を基盤とする支援」であり続けることが大事だと思います。父母の利害調整に終始せず、子どもを権利主体として認識し、その最善の利益のための支援を行わなければなりません。

この「子どもを権利主体として認識する」ということは、「『善き大人』として子どもの人生を奪わない」と言い換えてもいいかもしれません。あなたにとってこれが良いのだからというだけではなく、その子どものより豊かな最善の利益につなげるためには、やはり子どもの意見を聴かなければなりません。「よき大人」として子どもの人生を奪わないための道標として、子どもの意見があるのだと思います。その意味で、「意見表明権の保障」が大切です。FPICはずっとこれをやってきたと言えるかもしれません。その結実がガイドラインだと思います。

ただし、面会交流支援の草分けとしてFPICは先頭を走っておられます。そういう先駆者としての新たな模索というのはやはり必要ではないかと思います。これまでは、つぶやきを捉えるということを実践されてきました。その価値が非常に大きいということがもう分かっています。そこで次に、子どもと対面して、じっくり腰を据えて話を聴く、ということの価値もいま一度考えてみてもよいのではないかと思います。

ガイドラインの中で、FPICとしては、面会交流及びFPICの利用について、子どもから意見を聴くことはしないという記載がありました（Ⅲ1）。それは、そこでは聴かないんだけれども、つぶやきを拾っていくよというスタンスだと思います。たしかに、父母がすったもんだして家裁でようやく成立した調停なのに、子どもが嫌だと言ったら、同居親に再び火が点く可能性もあります。ですから、支援の入り口で子どもの意見を聴くことに慎重になることも否定できないところです。しかし、その場面においても、慎重に、じっくりと話を聴くという選択肢もあり得ると思うんですね。子どもにとっては、自分の意見が通らないとしても、いろんな場面でじっくり聴いてもらうということ自体に意味があるかもしれません。子どもの「じっくり聴いてもらうこと」の価値についても今一度検討してもいいのかなと私は考えています。

それから、子どもが意見表明をするといっても、なかなか自分一人じゃできないよ、だからその支援者＝子どもアドボケイトが必要だよということで児童福祉法が改正されたという話をしました。FPICにおかれても、子どもアドボケイトの制度を導入するということも検討してよいかもしれません。相当の変革を伴いますけれども、そんな可能性も先駆者として模索することがあってもいいのではないかと思います。

最後に、ワンストップセンターとしてのFPICの役割にも期待したいところです。離婚後親講座、ADR機能の強化などが考えられます。また、コロナ禍のもと、面会交流支援やADRにおけるオンラインの活用も益々重要になると思います。

勝手な意見を申し上げましたが、皆さんの今後の活動に少しでも参考になればと思います。本日は長時間ご静聴いただきましてありがとうございました。

コロナ禍における当事者支援　Ⅲ
―相　談　事　業―

86号、87号に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の中で、FPICの当事者支援の実情とそこから学んだことなどを報告します。今号は、FPICの相談事業についてです。以下、面接相談と電話相談を実施している東京ファミリー相談室の相談事業を中心に、FPICの相談事業のこれまでを振り返るとともに、コロナ禍における相談事業の実情と今後の課題について紹介します。

1　面接相談

(1) 面接相談件数の推移

東京ファミリー相談室（以下「東京相談室」という。）は、前身の東京ファミリーカウンセラー協会（TFCA）の頃から面接相談を実施しており、相談事業を東京相談室の中心的な事業と位置付け、家庭や職場・学校での人間関係の問題や離婚をめぐる悩みなどの様々な相談を実施してきました。東京相談室が面接相談を行った件数はFPICが法人となった平成5年4月から令和4年3月まで29年間の累計で15,935件となっています。

表1は東京相談室の面接相談の年度別受理件数を表したものです。相談件数は平成12年度の929件をピークに減少の傾向が続き、平成22年度は401件と大幅に減少しています。平成12年度をピークに減少した原因としては、この頃から電話相談を本格的に開始したことが挙げられます。平成22年度に更に大幅に減少したのは、同年度から面接相談のうち、面会交流の面接相談は独立して統計を取ることになったことが影響しているものと思われます。その後も減少傾向は続き、平成30年度は100件台になりました。

(2) コロナ禍の実情と対応

令和2年4月に政府が緊急事態宣言を発出したことを受けて、東京相談室は感染リスク低減の観点から、同年4月から2か月間、原則として、面接相談の受付を中止しました。消毒・検温の徹底、面接室にアクリル板の設置等の対応を執った後、面接相談の受付を再開しました。再開に当たっては、なるべく対面を避けるために、相談の受付の際に電話相談の利用を勧め、電話相談を経てもなお対面での相談を希望する当事者に限って面接相談を行うことにしました。

なお、面接相談の内容は、コロナ前の平成30年度は、夫婦以外の家族・親族の問題が最も多く、それに次いで夫婦の問題だったのが、コロナの感染が拡大すると、夫婦の問題が最も多くなっています。

(3) 面接相談利用の変化

これまで見てきたように面接相談件数が減少していますが、その原因については、相当数が電話相談にまわったことのほか、様々な相談機関の設立やネットで情報を得ることが容易になってきたなどの要因もあるのではないかと思われます。また、当事者の心理として、①長引く新型コロナの影響下では出歩かなくても必要な情報が得られる相談に利便性があること、②相談という一対一の対人関係を避けて匿名性を保持して情報を得たいと思うこと、③ SNSの利用が急激に進んだことで、手軽に共感できる情報に頼ろうとする傾向が強まっていること、などが影響しているのではないかと考えられます。

2　電話相談

(1) 電話相談件数の推移

電話相談は、平成9年1月から財団法人「女性のため

表1　年度別面接相談件数

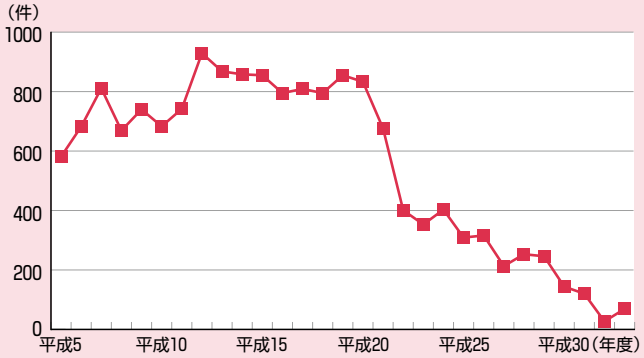

表2　年度別電話相談件数

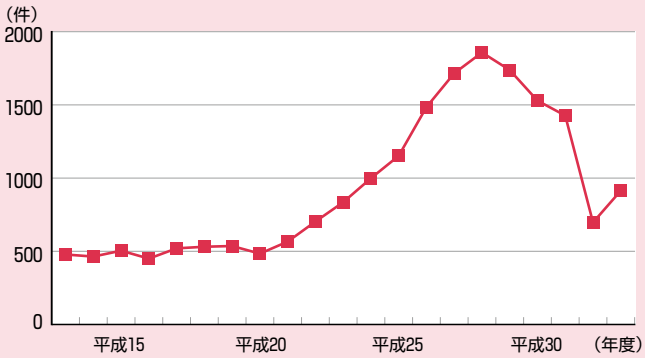

のアジア平和国民基金」から業務委託を受けて女性を対象に週2回の相談を始めました。そして、平成13年度からはFPICの独自事業として電話相談を行うようになり、平成14年度からは男性からの電話相談も受けるようになっています。平成27年10月からは週3日電話相談を実施するようになりました。電話相談の活動実績は、平成13年4月から令和4年3月までの22年間の累計が19,586件となっています。表2は東京相談室の電話相談の年度別受理件数を表したものです。相談件数は、平成28年度をピークに漸減しています。

(2) コロナ禍の実情と対応

東京相談室は、コロナの感染拡大状況と政府の対策の中で、相談事業の社会的使命と相談員の安全確保を考慮しながら電話相談を実施してきました。感染が拡大する中、出勤可能な相談員で電話相談を継続しましたが、令和2年度は、4月1日から5月19日まで電話相談を中止しました。さらに、同年5月20日から9月30日までの約4か月間と令和3年1月7日から3月31日まで約3か月合計7か月の期間は通常の半分の時間帯で電話相談を実施しました。その結果電話相談の合計の対応時間は、令和2年度は前年度の半分以下になり、電話相談の件数も前年度の半分程度になっています。令和3年度も約4か月半は通常の半分の時間電話相談を実施し、電話相談件数は例年の6割程度の914件になっています。

また、電話相談で注目されるのは、相談件数の減少だけでなく、相談内容の変化です。

表3は電話相談内容の変化をコロナ前とコロナの感染が始まってからを比較した表です。コロナの感染が始まってから、自分の問題を主訴とする相談が増えており、特に、精神的な不調の訴えが目立っています。精神的な相談事例としては、「コロナのせいで夫と別居を余儀なくされた。」、「転んでけがをしたがこれは妹のせい。」、「自分に自信が持てず前途が真っ暗である。」、「父母と絶縁状態にある。自分の気持ちを理解してくれる人がいない。」など被害感や孤立感を訴えるものが多く見られます。自分の話をじっくりと聞いてもらうことを希望する方が多く、相談者は当事者の話を丁寧に傾聴しています。

また、表4は電話相談の再相談率の変化を表したものです。コロナ前の平成30年度から再相談率が上昇し、令和3年度には再相談率は26.4%になっています。再相談者の中には何を相談したいのかが明確でない方が多く、相談に時間を要することがありますが、継続的に相談を繰り返すことによって、次第に悩みの基が整理されてゆきます。

(3) 電話相談の利用について

最近の電話相談の特徴として、①情報提供や問題の解決方法よりも自分の気持ちをじっくりと聞いてほしい、②再相談者やいくつかの相談機関を経ている当事者の中には相談内容を焦点化することができていない、③精神的な不調がある方の場合は相談時間が長くなる、などがあります。

SNS等からの情報は、手軽であるものの、偏りが大きく、客観性に疑問がある場合も多いと思われます。

一方、電話相談は、近くに相談機関がなくても思い立った時に家に居ながら相談できる、匿名なので気軽に相談できる、相談料がかからないなどその利便性、匿名性から面接相談とは違った利用のされ方をしており、利用者のニーズは高いと考えられます。

3　まとめ

東京相談室で実施している相談事業を振り返り、また、コロナ禍での相談の実情を整理してみたことにより、相談事業部で抱えている課題が明らかになったように思います。面接相談はコロナが小康状態になっても利用は少ない状態ですが、その一方で電話相談の受理件数が高い水準にあり、精神的な不調を抱える方等からの相談が増える傾向があります。面接相談と電話相談のすみ分けをどのように考えるのか。どのような事例を面接相談につなげるのかを検討する必要があります。

また、東京相談室の面接相談及び電話相談だけでは十分な対応ができない事例について、適切に案内できるよう、他の相談機関等に関する情報の収集と蓄積が必要と考えています。

表3　電話相談内容の変化

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
夫婦の問題	790	910	348	476
離婚後の子の問題(養育費・面会交流等)	125	172	98	182
未成年の子の問題	47	56	23	62
成人の子・家族・親族の問題	439	456	261	408
婚姻外の男女の問題	33	26	7	18
自分の問題	57	61	30	122

表4　電話相談の再相談率の変化

平成30年度	14.80%
令和元年度	18.70%
令和2年度	20.40%
令和3年度	26.40%

海外トピックス 88

カナダ法における面会交流とDV

今回の海外トピックスは、現在カナダ及びドイツにおいて在外研究中の東北大学大学院法学研究科ローツ　マイア准教授に、カナダにおける面会交流とDVについて、近年のカナダの法改正や裁判例の動向を踏まえて紹介していただきました。DVの類型に応じて、子の利益を具体的に実現していこうとするアプローチが丁寧にかつ分かりやすく述べられており、日本において面会交流とDVの関係を検討する上で極めて有益で貴重な報告です。

はじめに：用語について

カナダでは離婚後の親子の親権・監護及び面会交流につき連邦の離婚法（Divorce Act）が規定しています。この離婚法は2019年に改正され、父母の離婚後の子の監護等をめぐる用語が変わりました。従来の「親権･監護」（“custody”）及び「面会交流」（“access”）を合わせて「養育時間」（“parenting time”）とすることになりました。本稿では、便宜上、養育時間のうち別居親とその子との短時間の交流を「面会交流」と称します。

1　カナダの家族法におけるDVに対する考え方

DV、正確には「家庭内暴力」は離婚法2条1項において広く定義されています。身体的暴力のみならず、精神的暴力、脅迫、経済的暴力等も含まれ、相手を支配し束縛しようとする行動パターン（coercive and controlling behaviour）も家庭内暴力の一種として明記されています。子どもに関しては、それらの行為を直接･間接的に目撃することも家庭内暴力とされています。

DVが被害者及び子へ深刻な影響を及ぼすことが、様々な研究で明らかにされ、法律家の間でも広く認識されています。更に、DV加害者と子との面会交流の実施が様々なリスクを伴うことも指摘されています。すなわち、子及びDV被害者親の身体へのリスク（殺人を含む）のみならず、加害者親が面会交流を通して被害者親を支配し続けようとする場合があること、加害者親が子と被害者親の関係を悪化させようとする場合があること（面会交流の際に被害者親について軽蔑的な発言をする等）、加害者親が子の引渡しの際に被害者親を脅かしたりする場合があること等が認識されています（Neilson 2017）。したがって、裁判例等において、父母の離別後に両方の親との関係の継続が子の利益に適うという原則が確定してきている一方、他方で、特に長期的かつ深刻なDVの存在がこの原則の一つの例外であるという認識も共有されています。

DVが被害者及び子に及ぼす深刻な影響に関する認識が普及してきたことを反映し、2019年の離婚法改正においても、DV事案において必要な配慮や当事者の保護のための手続等が明記されました。離婚法は、依然として、子の養育時間を判断する際に子の最善の利益のみを考慮すべきであると明記します（16条1項）。同16条3項では、子の利益を判断する際に考慮すべき要素の例がリストアップされ、DVの存在（及び、DVを行ったことが加害者親の養育能力の評価に与える影響、更には、過去にDVがあった場合、面会交流の実施等に向けて父母がこれから協力しなければならないような命令を出すことの適切性等）も考慮要素として明記されています。加えて、同法16条2項で、裁判所が「子の身体的、感情的、精神的安全、安定及び利益を最優先すべき」であると明記されました。これらの条文の趣旨は、子どもを暴力から保護するとともに、DV被害者親が子の養育時間をめぐる命令を通し引き続き加害者親の支配の下に置かれる事態を防ぐことであるとされています（Birnbaum, Bala 2019）。

なお、改正後の離婚法は、同時に、DVが複雑で多面的であることにも配慮します。すなわち、DV事案において、裁判所が各事案におけるDVの具体的内容（一回限りの暴力だったのか、それとも長期にわたり加害者親による相手を支配・束縛しようとする行動が継続して来たのか等）を考慮すべきだとされています。加えて、加害者親がその後、DV加害者プログラムの受講等を通じて、将来のDVの防止及び子を養育する能力の改善をするよう具体的な努力をして来たかを考慮すべきだと規定されています（離婚法16条4項）。

2　DV事案での面会交流

カナダの裁判官の親権・監護・面会交流事件におけるDVに対する態度は変遷して来ました。1980年代後半までは、DVが無視或いは軽視される傾向にあったようです（Peterson v. Peterson（1988）85 N.S.R.（2d）107等）。現在、多くの裁判官が、子がDVを目撃する（或いは、直接目撃はしていないがDVが行われる家庭にいる）ことが子に及ぼす悪影響を認識し、監護や面会交流をめぐる判断において、共同養育や面会交流を命じることが適切であるかにつき慎重に判断しています。面会交流については、DV事案での面会交流に伴う上述のような様々な悪影響やリスクを考慮し、加害者親と子との面会交流を制限する裁判例が増えています。

DV事案において、どのような場合に加害者親と子との面会交流を排除すべきかにつき明確な基準がありませんが、裁判例においてある程度の指針が示されています。例えばNova Scotia州控訴裁判所は1993年のAbdo v. Abdo判決（126 N.S.R.（2d）1）において、以下の場合にDV加害者親とその子との面会交流が禁止され得ると述べました。すなわち、1）子或いは同居親の安全が害される恐れがある場合、2）加害者親が裁判所に命じられたカウンセリングを受けようとしない場合、3）加害者親が暴力的である場合、4）加害者親による精神的虐待、脅迫行為が継続している場合等。その後の裁判例がこのリストを補充・拡大してきました（Neilson 2017）。

3　DV事案における個別具体的なアプローチの必要性

既述の通り、カナダの法実務等において、DVが複雑かつ多面的なものであることが認識されています。DVに様々な類型があり、事案ごとの個別具体的検討

及び対応の必要性が強調されています（De Shaikh v. Shaikh, 2017 ONCJ 819; Jaffe et al 2006; Birnbaum, Bala 2019）。パートナーに対する暴力の類型として、次のものが挙げられています。1）パートナーとの離別をきっかけに行われる暴力（Separation-Instigated Violence）父母の婚姻・同居中に暴力行為がありませんでしたが、別居・離別の前後に、パートナー関係の破綻を背景とし、又は関係が破綻したことによる精神的トラウマやパートナーの一方の不貞行為の発覚等から、1回から数回の暴力が行われたという類型です。この類型の加害者のほとんどは暴力行為を反省します。他の類型（特に長期にわたる支配・束縛行為）と比べ、今後暴力が続かない可能性が高く、何らかの形での共同養育が可能である場合がより多いとされています。2）相手を支配し、束縛しようとする行為（Coercive Controlling Violence（CCV））身体的暴力を振るうとともに、相手を脅迫・威圧・支配・誹謗し、孤立させる行為です。継続的に行われる精神的虐待行為がパターン化しています。DV類型の中で最も深刻な類型であるとされています。殺人にまでエスカレートすることもあります。この類型の加害者はパートナーに暴力を振るっているのみならず、子をも虐待している可能性が他の類型より高いと指摘されています。3）バイオレント・レジスタンス（Violent Resistance）DV加害者の支配的行為に暴力を使って対抗する行為です。自己及び子どもを守るために、相手による虐待へのリアクションとして行われる暴力です。4）紛争から生じる暴力（Conflict-Instigated Violence）パートナー間の喧嘩等がエスカレートし、パートナーの両方或いはどちらか片方が相手に対し暴力を振るうという類型です。この類型の暴力は相手を支配する手段として使われているのではなく、怒りを表すものであるとされています。パートナーの片方による一方的暴力よりも、パートナーの両方がお互いに暴力を振るうケースの方が多いとされています。紛争解決能力が欠けていること等が原因だとされ、配偶者等間の身体的暴力の類型のうち最も頻繁に見られる類型のようです。身体的暴力の程度が重くない（押し合い、平手打ち等）傾向があり、暴力を振るわれた方のパートナーがその相手に対し恐怖を感じていることが稀だとされています。離婚・離別をめぐり裁判手続き等が完結すると、暴力も止みます。

以上の類型のうち、相手を支配し束縛しようとする行為（CCV）が他の類型よりも慎重な対応を求めるとされています。言い換えれば、CCV以外のDV類型の場合、被害者親及び子への影響を十分に考慮しながらも、CCVと区別して、場合によっては面会交流の実施の可能性も視野に入れるべきであるとされています。DVが絡む面会交流事件のうち、カナダの裁判所が加害者と子との交流を排除したケースのほとんどが、CCV類型のケースであるとの指摘があります（Birnbaum, Bala 2019）。裁判例において、DVがからむ面会交流事件で、当該事案のDVの程度及び性質とともに、子の年齢及び性格、家庭内紛争が子に及ぼす影響、子と加害者親との関係等の諸事情を考慮しなければならないとされています（前掲 De Shaikh v. Shaikh判決等参照）。

4　監督付き面会交流、その他の条件の付与

裁判所は、離婚法16条1.8項に基づき、一方の親と子との養育時間（面会交流を含む）、或いは、一方の親から他方への子の引渡しを監督付きで実施すべきであると命じることができます。更に、同16条1.5項により、裁判所が、面会交流の実施にその他の条件を付けることもできます。DV事案では、加害者親の加害者更生プログラムへの参加、アンガー・マネジメント講座の受講、カウンセリングを受けること等を条件とすることができます（Naylor v. Malcolm, 2011 ONCJ 629等）。専門家は、特に子が加害者親に対し恐怖を感じている場合、これらのプログラム等への参加が必須であるとします（Birnbaum, Bala 2019）。

なお、DV加害者更生プログラムにつき、常にその効果が保障されるとは言えないことが指摘されています。特に暴力及び支配的行為が長期間行われてきたケースで、その効果があまり期待できないことが実態調査研究等で明らかにされています。このこともあり、これらのプログラム等への参加を命じることにとどまらず、参加後、プログラム等が実際に加害者の行動等へポジティブな変化をもたらしたことを証明する、カウンセラー等が作成した証明書の提出を求めることがあります（Neilson 2017を参照）。

大きな課題として、DV加害者更生プログラムやDV加害者向けカウンセリングといったサービスが必ずしもカナダ各地で用意されていないこと、及びその内容・質がばらばらであることが指摘されています（Neilson 2017, Jaffe et all 2006）。

5　DV事案と監督付き面会交流

裁判例において、面会交流を、その実施が実際に子のためになる場合にのみ命じるべきであることが強調されて来ましたが、裁判官の一部が、妥協として監督付き面会交流を命じることがあるようです（Birnbaum, Bala 2019）。学説においては、以下のような場合に面会交流を監督付きで実施することが勧められています。すなわち、1）面会交流実施の際に子の安全が脅かされる「合理的恐れ」がある場合、2）子が別居親に対し恐怖を感じ、或いは面会交流を拒否している場合、3）別居親に対し深刻な暴力の主張がされており、子に対する虐待等の恐れがあるが、暴力・虐待の存否につき争いがある場合等です（Birnbaum, Bala 2019）。

なお、裁判官や面会交流支援者がDVに気付き、その類型を区別でき、更に適切に対応するためには、専門の研修を受ける必要があること（及びそれが必ずしも実現されていないこと）が唱えられ、更に、面会交流センターの利用者及び職員の安全を確保するために、各センターにおいて徹底した安全対策が不可欠であることが強調されています（Neilson 2019, Jaffe et al 2006を参照）。

参考文献

P. G. Jaffe et al, Making Appropriate Parenting Arrangements in Family Violence Cases: Applying the Literature to Identify Promising Practices, 2006 (chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.justice.gc.ca/eng/rp-pr/fl-lf/parent/2005_3/2005_3.pdf)

L. C. Neilson, Responding to Domestic Violence in Family law, Civil Protection & Child Protection Cases, 2017 (CanLII)

R. Birnbaum, N. Bala, Chapter 4: Understanding Domestic Violence and Its Impact on Families; Chapter 5: Domestic Violence in Parenting Disputes, in: R. Birnbaum, N. Bala, Making Parenting Plans in Canada's Family Justice System, Thomson Reuters, 2019

宝くじは、みんなの暮らしに役立っています。

移動採血車

ユニバーサルデザイン施設
ピクニックテーブル

一輪車

宝くじ桜

こどもの国 ふれあい学び館

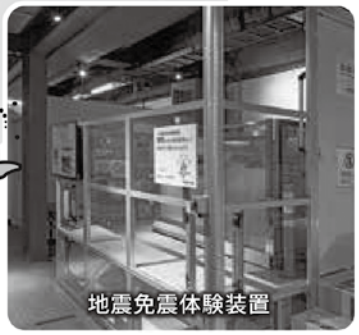
地震免震体験装置

星空観察映像展示施設

ドリームジャンボ絵本

消防団防災学習・災害活動車両

テント

総合検診車

フラワープランター

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
災害に強い街づくりまで、みんなの暮らしに役立っています。

あなたに夢を。街に元気を。
クーちゃん 宝くじ

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
https://jla-takarakuji.or.jp/

FPIC
公益社団法人 家庭問題情報センター
〒一七一－〇〇二一 東京都豊島区西池袋二－二九－一九池袋KTビル10階 電話〇三－三九七一－三七四一 ファックス〇三－三九七一－八五九二
「ふぁみりお」のバックナンバーは、FPICのホームページに掲載されています。自由にダウンロードできます。